

令和4年2月3日

大作商事株式会社及び株式会社イトーヨーカ堂に対する
景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、令和4年2月2日及び同月3日、大作商事株式会社（以下「大作商事」といいます。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「イトーヨーカ堂」といいます。また、大作商事と合わせて「2社」といいます。）に対し、2社が供給する「ピュアサプライ」と称する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（[別添1](#)及び[別添2](#)参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

(1) 大作商事

名 称 大作商事株式会社（法人番号 1010001095351）
所 在 地 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
代 表 者 代表取締役 大作 一平
設立年月 昭和38年12月
資 本 金 3900万円（令和4年2月現在）

(2) イトーヨーカ堂

名 称 株式会社イトーヨーカ堂（法人番号 2010001098023）
所 在 地 東京都千代田区二番町8番地8
代 表 者 代表取締役 三枝 富博
設立年月 平成18年3月
資 本 金 400億円（令和4年2月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「ピュアサプライ」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

a 大作商事

[別表1](#)「表示媒体」欄記載の表示媒体

b イトーヨーカ堂

[別表2](#)「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所

(イ) 表示期間

a 大作商事

[別表1](#)「表示期間」欄記載の期間

b イトーヨーカ堂

別表2「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容

a 大作商事 (別紙1)

別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のウイルス、PM2.5、花粉、タバコ煙及び超微細粒子を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

b イトーヨーカ堂 (別紙2)

別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のPM2.5、花粉、たばこの煙、細菌、ウイルス及び超微細粒子物質を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、2社に対し、それぞれ、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、2社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(3) 命令の概要

ア 大作商事

(7) 前記(2)アの表示をしている行為を速やかに取りやめること。

(イ) 前記(2)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(ウ) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(エ) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

イ イトーヨーカ堂

(7) 前記(2)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(イ) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(ウ) 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表 1

表示期間	表示媒体	表示内容
令和3年 6月30 日、同年8 月3日、同 月6日、同 月13日、 同月20 日、同月2 7日、同年 9月3日、 同月10 日、同月1 7日、同月 27日、同 年10月 4日、同月 5日、同月 8日、同月 15日、同 月22日、 同月29 日、同年1 1月5日、 同月12 日、同月1 9日、同月 26日及 び同年1 2月3日 並びに同 月6日以 降	「DAIS AKU D IRECT SHO P」と称す る自社ウェ ブサイト	・「首にかけるパーソナル空気清浄機 PURE SUPPLY」 ・「一般財団法人 北里環境科学センターにて 最大99.99% 浮遊ウイルス減少を実証」 ・「イオンの力で顔周辺の浮遊物質を除去 高濃度マイナスイオンを発生させる『ピュアサプライ(PS3WT)』は、わずか40グラムと軽量・小型設計で首から下げて携帯ができ、顔周辺の浮遊微粒子を除去することができる携帯型のパーソナル空気清浄機です。」 ・「ピュアサプライの除去対応 粒子サイズ」、「2.5μm以下 PM2.5」、「1μm以下 花粉 アレル物質」、「0.16~0.08μm 各種ウイルス」、「0.30~0.10μm タバコ煙」及び「0.07μm 超微細粒子」 ・本件商品から粒子状のものが放出されるイメージ図、水色の粒子が浮遊物質に付着するイメージ図、「ION」と記載のある粒子状のものが浮遊物質に付着するイメージ図と共に、「除去の仕組み 1 イオン大量放出ピュアサプライから大量のイオンが発生します。 2 あなたの顔周辺の浮遊物質に帯電 浮遊する微粒子状物質にイオンが帯電。 3 目の前から強制除去次々に大量発生するイオンによって、帯電された微粒子状物質を反発させ、強制的にあなたの顔周辺から除去します。」 ・「首に掛けるだけで電車、飛行機の中、オフィスや飲食店、病院の待合室などの人込みの中にも顔周辺の空気をクリーンに保つことができます。」 ・「一般財団法人 北里環境科学センターにおいて 浮遊ウイルス最大99.99%除去性能を確認」 ・「これまで国内第三者試験機関において疑似粒子を用いたウイルスサイズを含む超微粒子(ナノ粒子)除去性能試験は実施しており、優れた除去性能を確認していましたが、今回新たに一般財団法人 北里環境科学センターにおいて、実際のウイルスを使用した浮遊ウイルスの抑制性能評価試験を実施し、最大99.99%という高い除去性能が確認されました。」 ・「KRCES 一般財団法人 北里環境科学センター Kitasato Research Center for Environmental Science」と題する折れ線グラフと共に、「99.99%除去」 ・懇談中、工作中及び食事の人物の画像と共に、「マスクとの併用によりウイルス侵入予防を強化」及び「マスクだけでは保護しきれない状況にも対応しウイルス対策の徹底強化 マスクでは保護しきれない目の粘膜からのウイルス侵入を防止し、空気清浄機の無い場所や食事中、水分補給時などでマスクを外す際、無防

		備になる顔周辺の空気をクリーンに保ちます。」 ・ 電車の車内及び病院の待合室の画像並びに仕事中及び食事中の人物の画像と共に、「電車の中 病院などの待合室 仕事中 食事中 玄関、廊下、トイレなど空気清浄機の無い場所で。」 (別紙 1)
--	--	--

別表 2

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和3年 8月6日、 同月13 日及び同 月20日	「イトーヨ ーカ堂 ネット通販」と称する自 社ウェブサイト	・「携帯型空気清浄機 ピュアサプライ AC充電器セット」及び「首から下げるタイプの携帯型空気清浄機。大量のマイナスイオンを放出して呼吸エリアから微細な浮遊物質を排除します。」 ・本件商品を首に下げた人物の画像と共に、「携帯型空気清浄機ピュアサプライ」、「顔まわりの空気をクリーンに！」、「お悩み ・外出時の空気の汚れなどが気になる。 ・マスクができない時にも使えるものがほしい。」及び「解決 首から下げるだけなので食事中でも使える！ 『携帯型空気清浄機 ピュアサプライ』がオススメ！」 ・本件商品を首に下げた人物の画像と共に、「携帯型空気清浄機ピュアサプライのポイント」、「小型軽量で首からさげて携帯できる！」及び「ピュアサプライは首から下げて使用できるので、どこにいても自分の吸う空気がクリーンに保たれます。」 ・本件商品から粒子状のものが放出されるイメージ図及び「ION」と記載のある粒子状のものが浮遊物質に付着するイメージ図と共に、「優れた浮遊物質除去性能」及び「本体から発生させる大量のマイナスイオンが浮遊する微粒子物質に吸着し、断続的に発生するマイナスイオンがそれらを弾き飛ばし顔の周りの微細な物質を除去します。PM2.5は20分で97%まで除去。」 ・「商品の説明」、「首から下げるタイプの携帯型空気清浄機。大量のマイナスイオンを放出して呼吸エリアから微細な浮遊物質を排除します。」、「花粉、PM2.5、タバコの煙が気になる方にお勧め。」及び「食事中のマスクのできない環境や、マスクと合わせて有害物質を防ぐことができます。」
	「イトーヨ ーカ堂 ネット通販」と称する自 社ウェブサ イトの最上 部左側にお いて切替え 表示される 画像	(別紙2) ・「オフィス出勤時に」と題するマスクを着用し本件商品を首に下げた人物の画像及び「ちょっとした外出に」と題するマスクを着用し本件商品を首に下げた人物の画像と共に、「マスクとの併用で対策強化」 ・「病院の待合室に」と題する本件商品を首に下げた人物及びマスクを着用した人物の画像並びに「公共交通機関で」と題する電車車内の画像と共に、「マスクとの併用で対策強化」 ・「超微細粒子物質までも除去！」、「浮遊物質のサイズ目安（参考）」、髪の毛の拡大画像と共に、「髪の毛 70 μm」、突起のある球体の画像と共に、「花粉 30 μm」、棒状の画像と共に、「細菌 5 μm」、点状の画像と共に、「PM2.5 2.5 μm」、点状の画像と共に、「ウイルス 0.1 μm」、点状の画像と共に、「ピュアサプラ 除去可能 0.07 μm」 ・「超微細粒子物質までも除去！」、「粒子状物質除去性

		能」、「PM2.5 (2.5 μm以下)」、グラフの画像と共に、「PM2.5を約97%除去※」、「粒子状物質除去性能」、「0.07 μm」、グラフの画像と共に、「超微細粒子物質を約90%除去※」 ・本件商品から水色の粒子が噴出する画像及び「ION」と記載のある粒子状のものが物質に付着するイメージ図と共に、「本体から発生させる、大量のマイナスイオンが浮遊する物質に吸着し、断続的に発生するマイナスイオンが、それらを弾き飛ばし顔の周りの微細な物質を除去！」 (別紙2)
	「イトーヨーカ堂 ネット通販」と称する自社ウェブサイトの「携帯型空気清浄機 ピュア サ プ ラ イ」と記載のある動画をクリックすると再生される動画	・本件商品から水色の粒子が噴出するイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の顔周辺を覆う水色の粒子が顔に向かって飛来した物質を弾き飛ばすイメージ映像及び本件商品の映像並びに「マイナスイオンを噴射し菌や花粉など浮遊する微粒子を弾き飛ばす！」及び「携帯型空気清浄機ピュアサプライ」との文字の映像並びに「マイナスイオンを噴射し、菌やPM2.5、花粉などの超微細な浮遊物質を弾き飛ばす。」及び「携帯型空気清浄機、ピュアサプライ。」との音声 ・本件商品を胸元に着用した人物の映像、本件商品から水色の粒子が噴出するイメージ映像、本件商品から波紋が出ているモノクロ映像、水色の粒子が浮遊物質に付着するイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の顔周辺を覆う水色の粒子が顔に向かって飛来した物質を弾き飛ばすイメージ映像及び本件商品を拡大した映像並びに「噴射口から大量のマイナスイオンを噴射」、「菌や花粉など微粒子状の物質にマイナスイオンを吸着させ」及び「吸着した微粒子状の物質と新たなイオンを反発させ弾き飛ばすことを目指した！」との文字の映像並びに「では、その仕組みを御説明しますね。」、「まず、噴射口から大量のマイナスイオンを出すんです。これを菌やPM2.5、花粉など空気中に浮遊する物質に吸着させて、弾き飛ばすことを目指したアイテムなんです。」、「今もここからマイナスイオンが出てるってことなんですか。」、「そういうことよね。」及び「出てるんですよ。」との音声 ・水色の粒子が浮遊物質に付着するイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の顔周辺を覆う水色の粒子が顔に向かって飛来した物質を弾き飛ばすイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の映像、煙で満たした2つの容器の片方に本件商品を設置した実験映像及び当該実験映像で用いたそれぞれの容器の内側を拭いて見せる実験映像並びに「空気中に浮遊する微粒子をマイナスイオンが弾き飛ばす様子を再現!」、「煙のみ」、「ピュアサプライを使用」、「内側を拭くと・・・」、「煙のみ」及び「ピュアサプライを使用」との文字の映像並びに「続いて、空気中に浮遊する微粒子をマイナスイオンが弾き飛ばす様子を再現する実験。」、「よーいスタート。」

		「あ、煙が動き出したね。ほら。」、「ほんとだ。」、「動いてる、ピュアサプライが入ってる方。」、「あー、上の方が。」、「本当だー動いてるわ。」、「ねー。」、「うわあ。」、「煙が動いてんの見えんね。」、「何か吹き飛ばしてる感あります。」、「何か吹き飛ばしてる感があるよね、こう。」、「ねえ。」、「はい。」、「あでも薄くなってるねえ、はっきり。」、「すごい。」、「本当だー。」、「なってるわー。」、「ピュアサプライの周囲は煙が動きながら綺麗になっていきます。」、「弾き飛ばされた煙の微粒子は。」、「すーごーい汚れてます。」、「はい、その付着した汚れが、マイナスイオンで弾き飛ばされた空気中に浮遊する微粒子なんです。」、「ちなみに、煙のみのボックスを拭いてみると。」、「汚れはほとんど付いていません。」及び「ピュアサプライがいかに煙の微粒子を弾き飛ばしたかが分かります。」との音声 ・「空気中の浮遊微粒子の大きさ」、工場から煙が出るイラストと共に、「PM2.5 2.5 μm以下」、木から花粉が飛散するイラストと共に、「花粉 1.0 μm以下」、タバコから出た煙のイラストと共に、「タバコの煙 0.3~0.1 μm以下」及びウイルスのキャラクターと共に、「各種ウイルス 0.16~0.18 μm以下」と記載の静止画及び本件商品の映像並びに「空気中に浮遊する様々な大きさの微粒子。」及び「ピュアサプライはその多くに対応することが可能。」との音声 ・グラフが描かれる映像並びに「PM2.5を使った実験結果」、「※1 m^3の試験チャンバー内で実施した超微粒子除去性能試験結果 20分間で約97%除去」、「PM2.5を 約97% 除去」及び「暮らしの科学研究所株式会社調べ」との文字の映像並びに「PM2.5を使った実験でも高い性能が確認できました。」との音声 ・本件商品を首に下げた人物の映像、室内に設置された空気清浄機の映像及び本件商品の映像並びに「家にある空気清浄機は持って歩けないじゃない」、「常に身につけられる 自分専用の空気清浄機」との文字の映像並びに「家にある空気清浄機は持って歩けないじゃない。ね。」、「はい。」、「そうですねー。」、「重たいからね。」、「これは一、いいねー。」、「いいねー。」、「一般的な空気清浄機だと、持ち歩くのは難しいし、お値段も高くなりがちー。」、「でもこれなら、自分専用の空気清浄機として常に身に付けていられますよね。」との音声 (別紙2)
--	--	--

首に掛けるパーソナル(携帯用)空気清浄機「ピュアサプライ」(PS3WT)各種ウイルス、花粉アレルギー、PM2.5等を除去。ウイルス対策でマスクと併用可。送料無料

DAISAKU
DIRECT SHOP

・会員登録・修正

キーワード・品番等

空気清浄機・雑貨

熱中症対策/マジクール

キッチン用品

ガーデン・スポーツ

防災・LEDライト

バッテリーデスター

新製品ニュースレター

ご注文履歴

で検索: 04

今すぐ
商品を選択

直販サイト
だからお得

●2,000円以上のご購入で送料無料 ●AM9:00までのご注文は当日発送 ●5%のポイント還元(次回より使用できます)
決済手数料無料 VISA JCB 楽天カード PAYPAY amazon pay R Pay

ほぼ全ての製品が数々のメディアで紹介されています!



商品の使用感を動画中で確認!
You Tube 大作商事
公式チャンネル

熱中症予防
声かけプロジェクト
～ひと夏あしより～

熱中症ケア部門
2018・2019・2020
3年連続
企業民間部門
最優秀賞
トッパンナー賞
環境大臣賞受賞

首に掛けるパーソナル空気清浄機
PURE SUPPLY
PERSONAL AIR PURIFIER
PS3WT

イオン
大量放出
重量
約40g
首に
かける

日本製
MADE IN JAPAN
USB充電式
40～50時間連続動作

一般財団法人 北里環境科学センターにて
最大 **99.99%** 浮遊ウイルス
減少を実証

※試験結果は実使用空間での数値ではありません。※本製品は医療器具ではありません。
※本製品は浮遊物を完全に除去する製品ではありません。※風がある空間では効果が薄れます。

1年間
品質保証

イオンの力で顔周辺の浮遊物質を除去

高濃度マイナスイオンを発生させる「ピュアサプライ(PS3WT)」は、わずか40グラムと軽量・小型設計で首から下げて携帯ができ、顔周辺の浮遊微粒子を除去することができる携帯型のパーソナル空気清浄機です。

ピュアサプライの除去対応 粒子サイズ

2.5μm以下	1μm以下	0.16 ~ 0.08μm	0.30 ~ 0.10μm	0.07μm
PM2.5	花粉 アレルギー	各種ウイルス	タバコ煙	超微細粒子

※一酸化炭素は除去できません。※本製品は浮遊物を完全に除去する製品ではありません。
※風がある空間では効果が薄れます。

除去の仕組み

1. ピュアサプライから大量のイオンが放出します。
2. 浮遊する微粒子が電場によりイオンが吸引。
3. さらに大量発生するイオンによって、静電された微粒子が電場を応用して、吸引がより強力に作用します。

マイナスイオン発生式の空気清浄機なので、不快な音や臭い、風も無く、フィルター交換などのメンテナンスも不要。首に掛けるだけで電車、飛行機の中、オフィスや飲食店、病院の待合室などの人込みの中においても顔周辺の空気をクリーンに保つことができます。※風がある空間では効果が薄れます。

一般財団法人 北里環境科学センターにおいて 浮遊ウイルス最大 **99.99%** 除去性能を確認

これまで国内第三者試験機関において疑似粒子を用いたウイルスサイズを含む超微粒子(ナノ粒子)除去性能試験は実施しており、優れた除去性能を確認していましたが、今回新たに一般財団法人 北里環境科学センターにおいて、実際のウイルスを使用した浮遊ウイルスの抑制性能評価試験を実施し、最大99.99%という高い除去性能が確認されました。

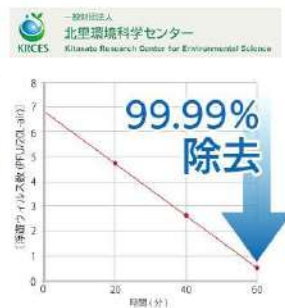
■プレスリリース詳細…【PRTIMES: 国産パーソナル空気清浄機「ピュアサプライ」が浮遊ウイルス99%減少を実証】

<試験結果概要>

試験機関: 一般財団法人北里環境科学センター

試験実機: ピュアサプライ(PS3BK, PS2BK)

試験方法: 携帯型イオン空気清浄機によって、浮遊ウイルスなどの病原体を除去できるかを、0.2 m3 試験チャンバーを用いて評価した。試験結果は、試験方法に日本環境衛生財団規格「JIS S 5017 携帯型空気清浄機」の所収「浮遊ウイルスに対する除去性能評価試験」を参考とした。



新作
今人気の製品 TOP10

【新到】首掛けパーソナル空気清浄機 ピュアサプライ (PS3WT)日本製 ●送料無料 14,500 円 (税込15,950 円)

4位
5位
6位
7位
8位
9位

Amazonアカウントで
お支払いができます
amazon pay

LINE@ 友だち登録！
新製品情報や入荷情報を
いち早くお届けします。



わずか40gの超軽量でメンテナンスフリー



ファンでイオンを吹き飛ばす仕組みではないので風もありません。わずか40g。まるでアクセサリーのように装着していることすら、忘れてしまうほど軽量です。フィルター交換式ではないのでメンテナンスフリーでご使用頂けます。



USB充電式

約4時間の充電で最大40～50時間
連続作動します。

※試験結果は実使用空間での数値ではありません。※本製品は医療器具ではありません。
※本製品は浮遊物を完全に除去する製品ではありません。※風がある空間では効果が薄れます。

マスクとの併用によりウイルス侵入予防を強化



マスクだけでは保護しきれない状況 にも対応しウイルス対策の徹底強化

マスクでは保護しきれない目の粘膜からのウイルス侵入を防止し、空気清浄機の無い場所や食事中、水分補給時などでマスクを外す際、無防備になる顔周辺の空気をクリーンに保ちます。

※試験結果は実使用空間での数値ではありません。※本製品は医療器具ではありません。
※本製品は浮遊物を完全に除去する製品ではありません。※風がある空間では効果が薄れます。



玄関、廊下、トイレなど空気清浄機の無い場所で。

日本流通産業新聞に掲載いただきました。※2021年2月4日





「E SUPPLY」
首にかけると「PUR」

ヒットの秘密

「E」が発売から18年間でシリーズ累計販売額が100万個に達している。国内では「ロイヤレ」などのデレ通販のほか、通販カタログや航空機内誌に掲載しており、現在

シリーズ累計100万個突破

空気清浄機
「PURE SUPPLY」

通販向け雑貨などを開発する大作商事（本社東京・池袋・大塚）平社長 電話03-3553-9400は、首にかけると「PURE」の文字が浮かび上がる「PURE SUPPLY」PS3W

第三者機関で性能データ取得

もき合いが多いという。首にかけると「PURE」の文字が浮かび上がる「PURE SUPPLY」PS3W

9%除去する「パーソナル空気清浄機」マスクでは保護しきれない目の粘膜からのウイルス侵入を防止し、空気清浄機がない場所や食事マスクを外す際、無防備になる周囲の空気をきれいにする（このため、これまで国内の第三者試験機関において疑

20年2月の新型コロナウイルス感染拡大以降、国内外の需要が急増し、欠品や品薄の状態が続いていたが、20年10月中旬から供給体制が整い、販売を再開している。病院や調剤薬局など医療関係施設による導入もある。今後は、老人介護施設、ホテルなどの宿泊施設、旅行

販売導入実績：国内大手航空会社機内誌、薬剤師が勤務する調剤薬局、歯科医師などの医療関係従事者、大手ホテルチェーン等



1年間品質保証

ご使用方法

- ストラップの長さ調整し、首にかけてスイングを入れます。
- 首や顔などの呼吸ゾーンから、イオン発生部を15cmほど離すことで、発生するイオンが静電に小さいため、風のように電気を帯びることはありません。電場は大量のイオンが発生しています。
- 本製品は付属USBケーブルによる充電ですので、USBポートがあるパソコンやUSB ACアダプターが必要です。
- バッテリーも充電方法、お電話で、お問い合わせください。別途送付いたします。



製品仕様	
製品名	ピュアサブライ
品番	PS3WT
サイズ	本体…67mm(高さ)×20mm(幅)×38mm(奥行き) ストラップ…90cm
重量	(約)40g
材質	本体…ABS、PC-ABS、イオン発生部…カーボンファイバー、ストラップ…伝導性繊維
内蔵充電電池	リチウムイオンポリマー電池3.7V
充電時間	4時間
連続作動時間	(約)40～50時間(フル充電時)
付属品	USBケーブル(A-MicroB)60cm×1 (USBアダプタは付属されていません)
保証期間	お買い上げの日から1年間
製造国	日本
注意事項	本製品は汚染物質を完全に防ぐものではありません。本製品は医療器具ではありません。風がある空間では効果が薄れます。

※日本語・英語・中国語 取扱説明書付



【新型】首掛けパーソナル空気清浄機 ピュアサブライ (PS3WT)日本製 ●送料無料

価格：14,500 円 (税込:15,950 円) 数量：1

5%還元(797ポイント)(797円相当)

🛒 カートに入れる

🛒 すぐに入庫する

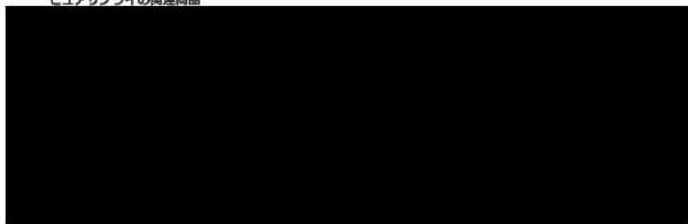
- ▶ 商品についての問い合わせ
- ▶ 友達にメールですずめる
- ▶ お気に入りリストに追加

▶ 入荷情報・新製品情報はニュースレター（メールマガジン）にて随時お知らせしています。是非ご登録ください。






ピュアサブライの関連商品





30% off

携帯型空気清浄機 ピュアサプライ AC充電器セット

首から下げるタイプの携帯型空気清浄機。大量のマイナスイオンを放出して呼吸エリアから微細な浮遊物質を排除します。

レビュー
ランキング

★★★★☆ 3.0点 1件のレビュー

ホーム&キッチン: -位 > 家電: 180位 > 季節空調家電: 23位

価格

2021年08月18日 00:00~2021年08月31日 23:59限り
本体価格: ~~14,500円~~ (税込: ~~15,950円~~)
値引き後売価: 10,150円 (税込: 11,165円) 30%OFF

ポイント

50ポイント ポイントについて

マイル

マイル対象 マイルについて

送料

配送料・手数料について

オプション

ギフトラッピング メッセージカード

数量: 1

10,150 円 (税込: 11,165 円)
在庫あり

カートに入れる

お気に入りリストに追加

シェアする



携帯型空気清浄機 ピュアサプライ AC充電器セット



おすすめアイテム

充電器セットの一覧はこちら

「東京都千代田区」へお届けの場合 [住所の変更]

宅配受取り

8月21日(土)~8月23日(月)にお届け 20時間10分以内にご注文ください

店舗受取り

・セブン-イレブン

8月22日(日)~8月23日(月)にお届け 03時間40分以内にご注文ください

・その他の店舗

8月24日(火)~8月25日(水)にお届け 03時間40分以内にご注文ください [対象店舗]

お届け日について
【ご注意】現在、一部商品のお届けが予定日より遅れる可能性があります。予めご了承ください。



携帯型空気清浄機 ピュアサプライ

顔まわりの
空気をクリーンに!

お悩み

- ・外出時の空気の汚れなどが気になる。
- ・マスクができない時にも使えるものがほしい。

解決

首から下げるだけなので食事中でも使える!
「携帯型空気清浄機 ピュアサプライ」がオススメ!

携帯型空気清浄機ピュアサプライのポイント



小型軽量で

首から下げるだけで空気をクリーンに!



目から取りこぼす！

ピュアサプライは首から下げて
使用できるので、
どこにいても自分の吸う空気が
クリーンに保たれます。

約4時間の充電で
最大40～50時間連続使用可能。

※歩行中や屋外など空気の流れのある環境では
効果は薄れます。



外出時の 色々なシーンで活躍！

小型で携帯できるので外出時にも使えます。
(背面についたクリップで衣類の
ポケットなどに取り付けも可能)
マスクとの併用で対策強化にも！



優れた 浮遊物質除去性能

本体から発生させる大量のマイナスイオンが
浮遊する微粒子物質に吸着し、断続的に発生
するマイナスイオンがそれらを弾き飛ばし
顔の周りの微細な物質を除去します。
PM2.5は20分で97%まで除去。

※1㎡の試験チャンパー内で実施した
超微粒子除去性能試験結果です。
※各数値は第三者試験機関での試験結果であり、
実使用空間での結果ではありません。

電池
不要

無音

無臭

日本製



特典付き AC充電器がセットでお得！

- ※本製品は医療用器具ではありません。
- ※風のある空間など使用環境により効果が薄れる場合があります。
- ※本製品は浮遊物質を完全に除去する製品ではありません。
- ※類似品にご注意ください。

商品の説明

首から下げるタイプの携帯型空気清浄機。大量のマイナスイオンを放出して呼吸エリアから微細な浮遊物質を排除します。
花粉、PM2.5、たばこの煙が気になる方にお勧め。
食事時のマスクのできない環境や、マスクと合わせて有害物質を防ぐことができます。
ファンを使わないので音もなく、不快な風を感じ、ることもありません。
イオン特有の嫌な臭いもせず、首から下げていることを忘れるほど快適に使用ができます。
フィルターがないためフィルター交換や費用が不要。1回4時間の充電で約40～50時間連続作動。
特典でACコンセントから充電できる別売品AC充電器付属のお得なセット内容。
信頼の日本製です。本製品は浮遊物を完全に除去する製品ではございません。
本製品は医療器具ではありません。風がある空間では効果が薄れます。

携帯型空気清浄機 ピュアサプライ



※写真はイメージです。実際の商品とは異なる場合があります。
※類似品にご注意ください。
本商品「ピュアサプライ」は国内第三者機関での試験結果を根拠に機能・性能を表現しています。

商品詳細情報

代表商品コード	4529214016165
内容量	本体x1、USBケーブル（A-MicroB）60cm x 1本、保証書付取扱説明書x1、特典：AC充電器
重量	本体：約40g
規格サイズ	本体（約）本体：幅3.8×奥行2×高さ6.7cm

みんなのレビュー

★★★★☆ 3.0 (1件の商品レビュー)

商品レビューを投稿する

星5つ	0
星4つ	0
星3つ	1
星2つ	0
星1つ	0

切替え表示される画像

小 型

×

携 帯

日常の様々なシーンで活躍



オフィス出勤時に

ちょっとした外出に

マスクとの併用で対策強化

※風のある場所での使用、歩きながらの使用など、空気の流れの影響を受ける環境では効果が薄れます。

※本製品は医療器具ではありません。

小 型

×

携 帯

日常の様々なシーンで活躍



病院の待合室に

公共交通機関で

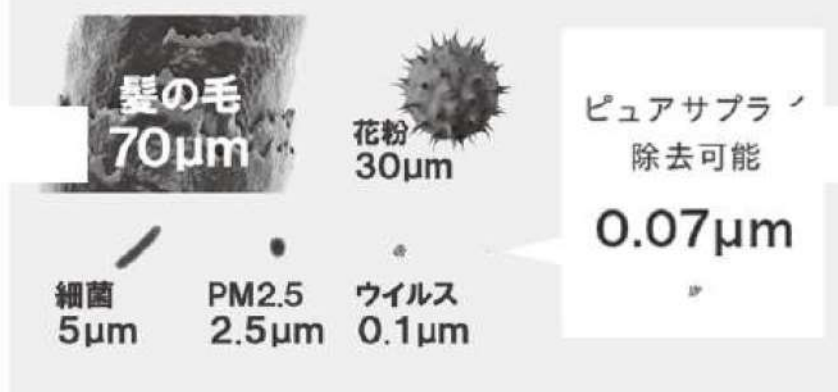
マスクとの併用で対策強化

※風のある場所での使用、歩きながらの使用など、空気の流れの影響を受ける環境では効果が薄れます。

※本製品は医療器具ではありません。

超微細粒子物質までも除去！

浮遊物質のサイズ目安（参考）



※風のある場所での使用、歩きながらの使用など、空気の流れの影響を受ける環境では効果が薄れます。

※一酸化炭素は除去できません。

超微細粒子物質までも除去！

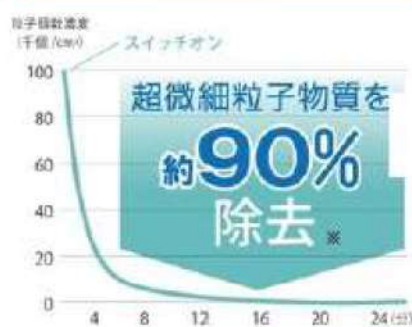
粒子状物質除去性能

PM2.5 (2.5 μ m以下)



粒子状物質除去性能

0.07 μ m



※1mの試験チャンバー内で実施した超微粒子除去性能試験結果です。

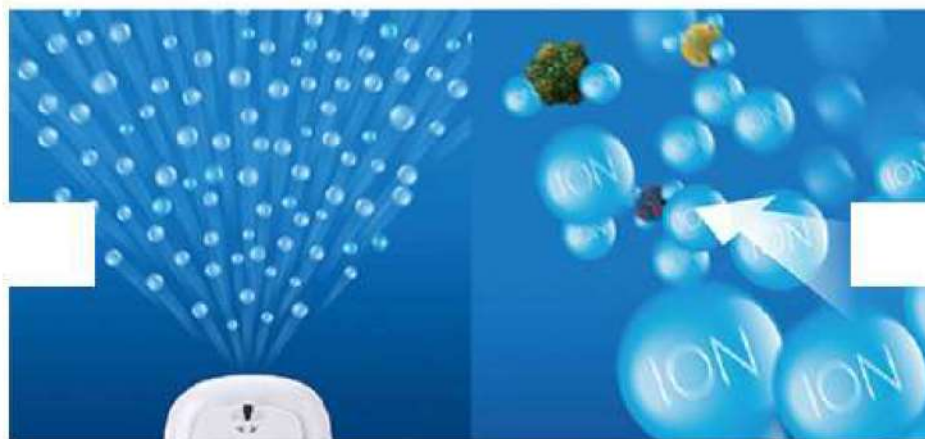
※各数値は第三者試験機関での試験結果であり、実使用空間での結果ではありません。

※本商品は浮遊物質を完全に除去する製品ではありません。

※空気の流れの影響を受ける環境では効果が薄れます。

※一酸化炭素は除去できません

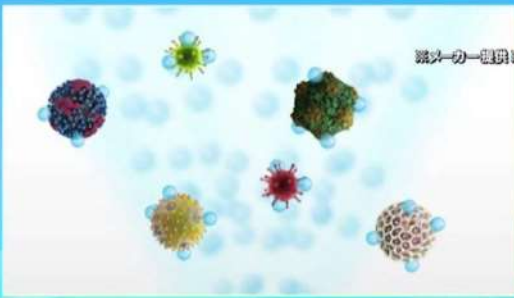
フィルターを使わないので
メンテナンスフリー！

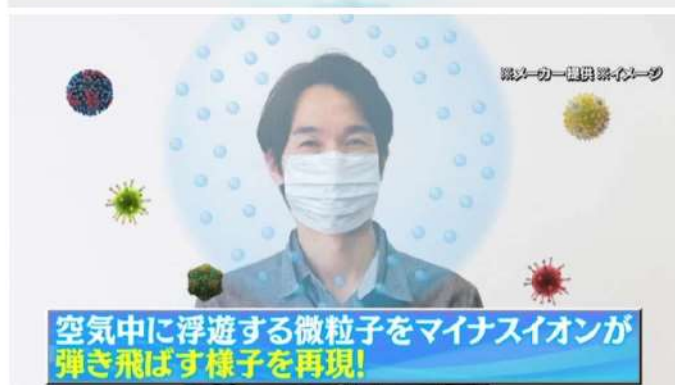
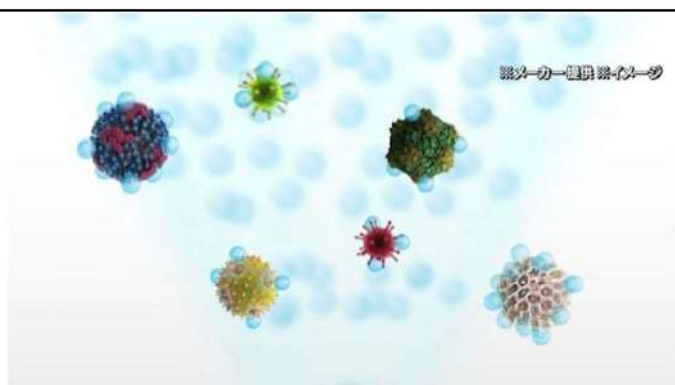


本体から発生させる、大量のマイナスイオンが浮遊する物質に吸着し、断続的に発生するマイナスイオンが、それらを弾き飛ばし顔の周りの微細な物質を除去！

※画像はイメージです

動画の表示内容	
映像	音声
  	・「マイナスイオンを噴射し、菌やPM2.5、花粉などの超微細な浮遊物質を弾き飛ばす。」 ・「携帯型空気清浄機、ピュアサプライ。」
	・「では、その仕組みを御説明しますね。」

 ※メーカー提供イメージ 噴射口から大量のマイナスイオンを噴射	・「まず、噴射口から大量のマイナスイオンを出すんです。これを菌やPM2.5、花粉など空気中に浮遊する物質に吸着させて、弾き飛ばすことを目指したアイテムなんです。」
 ※メーカー提供イメージ 菌や花粉など微粒子状の物質にマイナスイオンを吸着させ	
 ※メーカー提供イメージ 吸着した微粒子状の物質と新たなイオンを反発させ弾き飛ばすことを目指した!	
	・「今もここからマイナスイオンが出てるってことなんですか。」 ・「そういうことよね。」 ・「出てるんですよ。」



- ・「続いて、空気中に浮遊する微粒子をマイナスイオンが弾き飛ばす様子を再現する実験。」

- ・「よいスタート。」

- ・「あ、煙が動き出したね。ほら。」
- ・「ほんとだ。」

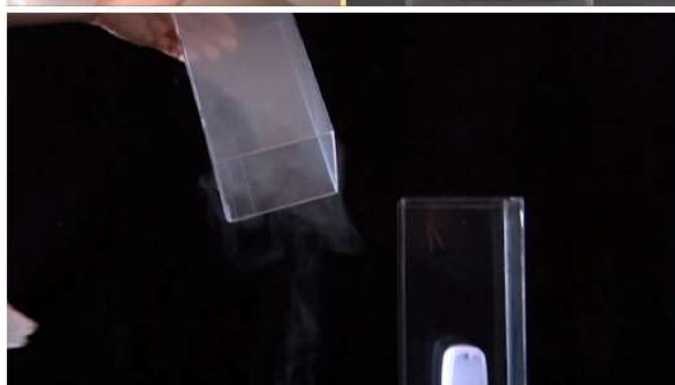


- ・「動いてる、ピュアサプライが入ってる方。」
- ・「あー、上の方が。」
- ・「本当だー動いてるわ。」
- ・「ねー。」
- ・「うわあ。」
- ・「煙が動いてんの見えんね。」

- ・「何か吹き飛ばしてる感あります。」
- ・「何か吹き飛ばしてる感があるよね、こう。」

- ・「ねえ。」
- ・「はい。」
- ・「あでも薄くなってるねえ、はっきり。」
- ・「すごい。」
- ・「本当だー。」
- ・「なってるわー。」
- ・「ピュアサプライの周囲は煙が動きながら綺麗になっていきます。」

- ・「弾き飛ばされた煙の微粒子は。」



- ・「すごーい汚れてます。」
- ・「はい、その付着した汚れが、マイナスイオンで弾き飛ばされた空気中に浮遊する微粒子なんです。」

- ・「ちなみに、煙のみのボックスを拭いてみると。」

	・「汚れはほとんど付いていません。」 ・「ピュアサプライがいかにか煙の微粒子を弾き飛ばしたかが分かります。」
空気中の浮遊微粒子の大きさ  ※製品はあくまで参考です。本製品は国内第三者機関での試験結果を根拠に機能・性能を表現していません。実際の使用状況では効果が異なります。	・「空気中に浮遊する様々な大きさの微粒子。」 ・「ピュアサプライはその多くに対応することが可能。」
PM2.5を使った実験結果 ※ 1mlの試験チャンバー内で実施した超微粒子除去性能試験結果 20分間で約97%除去  暮らしの科学研究所株式会社調べ	・「PM2.5を使った実験でも高い性能が確認できました。」



・「家にある空気清浄機は持って歩けないじゃないね。」

- ・「はい。」
- ・「そうですねー。」
- ・「重たいからね。」
- ・「これは一、いいねー。」
- ・「いいねー。」

・「一般的な空気清浄機だと、持ち歩くのは難しいし、お値段も高くなりがちー。」

・「でもこれなら、自分専用の空気清浄機として常に身に付けていられますよね。」

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

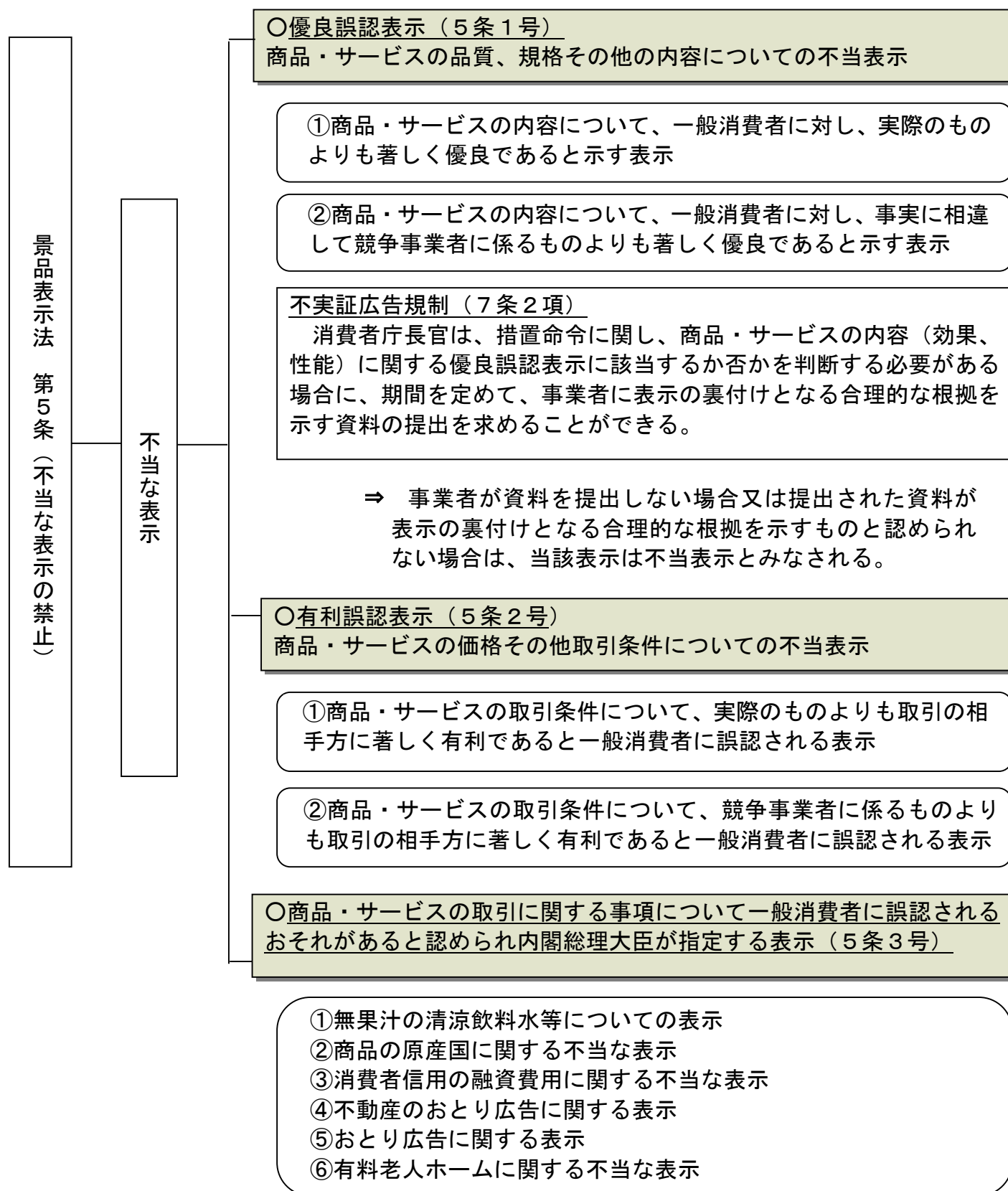
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消 表 対 第 9 9 号
令 和 4 年 2 月 2 日

大作商事株式会社
代表取締役 大作 一平 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ピュアサプライ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく行っている次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年12月6日以降、「DAISAKU DIRECT SHOP」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のウイルス、PM2.5、花粉、タバコ煙及び超微細粒子を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年6月30日、同年8月3日、同月6日、同月13日、同月20日、同月27日、同年9月3日、同月10日、同月17日、同月27日、同年10月4日、同月5日、同月8日、同月15日、同月22日、同月29日、同年11月5日、同月12日、同月19日、同月26日及び同年12月3日並びに同月6日以降、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のウイルス、PM2.5、花粉、

タバコ煙及び超微細粒子を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 大作商事株式会社（以下「大作商事」という。）は、東京都千代田区内幸町一丁目1番1号に本店を置き、日用雑貨品の販売業等を営む事業者である。
- (2) 大作商事は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 大作商事は、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 大作商事は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年6月30日、同年8月3日、同月6日、同月13日、同月20日、同月27日、同年9月3日、同月10日、同月17日、同月27日、同年10月4日、同月5日、同月8日、同月15日、同月22日、同月29日、同年11月5日、同月12日、同月19日、同月26日及び同年12月3日並びに同月6日以降、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のウイルス、PM2.5、花粉、タバコ煙及び超微細粒子を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、大作商事に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、大作商事は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、大作商事が自己の供給する本件商品の取引に関し行っている又は行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしている又は表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日
の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・「首にかけるパーソナル空気清浄機 PURE SUPPLY」 ・「一般財団法人 北里環境科学センターにて 最大99.99% 浮遊ウイルス減少を実証」 ・「イオンの力で顔周辺の浮遊物質を除去 高濃度マイナスイオンを発生させる『ピュアサプライ（PS3WT）』は、わずか40グラムと軽量・小型設計で首から下げて携帯ができ、顔周辺の浮遊微粒子を除去することができる携帯型のパーソナル空気清浄機です。」 ・「ピュアサプライの除去対応 粒子サイズ」、「2.5μm以下 PM2.5」、「1μm以下 花粉 アレル物質」、「0.16～0.08μm 各種ウイルス」、「0.30～0.10μm タバコ煙」及び「0.07μm 超微細粒子」 ・本件商品から粒子状のものが放出されるイメージ図、水色の粒子が浮遊物質に付着するイメージ図、「ION」と記載のある粒子状のものが浮遊物質に付着するイメージ図と共に、「除去の仕組み 1 イオン大量放出 ピュアサプライから大量のイオンが発生します。 2 あなたの顔周辺の浮遊物質に帯電 浮遊する微粒子状物質にイオンが帯電。 3 目の前から強制除去 次々に大量発生するイオンによって、帯電された微粒子状物質を反発させ、強制的にあなたの顔周辺から除去します。」 ・「首に掛けるだけで電車、飛行機の中、オフィスや飲食店、病院の待合室などの人込みの中にも顔周辺の空気をクリーンに保つことができます。」 ・「一般財団法人 北里環境科学センターにおいて 浮遊ウイルス最大99.99%除去性能を確認」 ・「これまで国内第三者試験機関において疑似粒子を用いたウイルスサイズを含む超微粒子（ナノ粒子）除去性能試験は実施しており、優れた除去性能を確認しておりましたが、今回新たに一般財団法人 北里環境科学センターにおいて、実際のウイルスを使用した浮遊ウイルスの抑制性能評価試験を実施し、最大99.99%という高い除去性能が確認されました。」 ・「KRCEs 一般財団法人 北里環境科学センター Kitasato Research Center for Environmental Science」と題する折れ線グラフと共に、「99.99%除去」 ・懇談中、仕事中及び食事の人物の画像と共に、「マスクとの併用によりウイルス侵入予防を強化」及び「マスクだけでは保護しきれない状況にも対応しウイルス対策の徹底強化 マスクでは保護しきれない目の粘膜からのウイルス侵入を防止し、空気清浄機の無い場所や食事中、水分補給時などでマスクを外す際、無防備になる顔周辺の空気をクリーンに保ちます。」 ・電車の車内及び病院の待合室の画像並びに仕事中及び食事の人物の画像と共に、「電

車の中 病院などの待合室 仕事中 食事中 玄関、廊下、トイレなど空気清浄機の無い場所で。」

(別添写し)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第100号
令和4年2月3日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 三枝 富博 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ピュアサプライ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年8月6日、同月13日及び同月20日に、別表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のPM2.5、花粉、たばこの煙、細菌、ウイルス及び超微細粒子物質を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社イトーヨーカ堂（以下「イトーヨーカ堂」という。）は、東京都千代田区二番町8番地8に本店を置き、百貨小売業その他商業等を営む事業者である。
- (2) イトーヨーカ堂は、取引先事業者から本件商品を仕入れ、一般消費者に販売している。
- (3) イトーヨーカ堂は、本件商品に係る「イトーヨーカ堂 ネット通販」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア イトーヨーカ堂は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和3年8月6日、同月13日及び同月20日に、別表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品から発生するマイナスイオンの作用により、顔周辺のPM2.5、花粉、たばこの煙、細菌、ウイルス及び超微細粒子物質を含む浮遊物質を除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、イトーヨーカ堂に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、イトーヨーカ堂は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、イトーヨーカ堂が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った

日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及
び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提
起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、
この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴え
を提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、
審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日
の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示媒体・ 表示箇所	表示内容
自社ウェブ サイト	・「携帯型空気清浄機 ピュアサプライ AC充電器セット」及び「首から下げるタイプの携帯型空気清浄機。大量のマイナスイオンを放出して呼吸エリアから微細な浮遊物質を排除します。」 ・本件商品を首に下げた人物の画像と共に、「携帯型空気清浄機ピュアサプライ」、「顔まわりの空気をクリーンに!」、「お悩み ・外出時の空気の汚れなどが気になる。 ・マスクができない時にも使えるものがほしい。」及び「解決 首から下げるだけなので食事中でも使える! 『携帯型空気清浄機 ピュアサプライ』がオススメ!」 ・本件商品を首に下げた人物の画像と共に、「携帯型空気清浄機ピュアサプライのポイント」、「小型軽量で首からさげて携帯できる!」及び「ピュアサプライは首から下げて使用できるので、どこにいても自分の吸う空気がクリーンに保たれます。」 ・本件商品から粒子状のものが放出されるイメージ図及び「ION」と記載のある粒子状のものが浮遊物質に付着するイメージ図と共に、「優れた浮遊物質除去性能」及び「本体から発生させる大量のマイナスイオンが浮遊する微粒物質に吸着し、断続的に発生するマイナスイオンがそれらを弾き飛ばし顔の周りの微細な物質を除去します。PM2.5は20分で97%まで除去。」 ・「商品の説明」、「首から下げるタイプの携帯型空気清浄機。大量のマイナスイオンを放出して呼吸エリアから微細な浮遊物質を排除します。」、「花粉、PM2.5、たばこの煙が気になる方にお勧め。」及び「食事中のマスクのできない環境や、マスクと合わせて有害物質を防ぐことができます。」 (別添写し)
自社ウェブ サイトの最 上部左側に おいて切替 え表示され る画像	・「オフィス出勤時に」と題するマスクを着用し本件商品を首に下げた人物の画像及び「ちょっとした外出に」と題するマスクを着用し本件商品を首に下げた人物の画像と共に、「<u>マスクとの併用で対策強化</u>」 ・「病院の待合室に」と題する本件商品を首に下げた人物及びマスクを着用した人物の画像並びに「公共交通機関で」と題する電車車内の画像と共に、「<u>マスクとの併用で対策強化</u>」 ・「超微細粒子物質までも除去!」、「浮遊物質のサイズ目安(参考)」、「髪の毛の拡大画像と共に、「髪の毛 70μm」、突起のある球体の画像と共に、「花粉 30μm」、棒状の画像と共に、「細菌 5μm」、点

	状の画像と共に、「PM2.5 2.5 μm」、点状の画像と共に、「ウイルス 0.1 μm」、点状の画像と共に、「ピュアサプラ 除去可能 0.07 μm」 ・「超微細粒子物質までも除去!」、「粒子状物質除去性能」、「PM2.5 (2.5 μm以下)」、グラフの画像と共に、「PM2.5を約97%除去※」、「粒子状物質除去性能」、「0.07 μm」、グラフの画像と共に、「超微細粒子物質を約90%除去※」 ・本件商品から水色の粒子が噴出する画像及び「ION」と記載のある粒子状のものが物質に付着するイメージ図と共に、「本体から発生させる、大量のマイナスイオンが浮遊する物質に吸着し、断続的に発生するマイナスイオンが、それらを弾き飛ばし顔の周りの微細な物質を除去!」 (別添写し)
自社ウェブサイト の「携帯型空気清浄機 ピュアサプライ」と記載のある動画をクリックすると再生される動画	・本件商品から水色の粒子が噴出するイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の顔周辺を覆う水色の粒子が顔に向かって飛来した物質を弾き飛ばすイメージ映像及び本件商品の映像並びに「マイナスイオンを噴射し菌や花粉など浮遊する微粒子を弾き飛ばす!」及び「携帯型空気清浄機ピュアサプライ」との文字の映像並びに「マイナスイオンを噴射し、菌やPM2.5、花粉などの超微細な浮遊物質を弾き飛ばす。」及び「携帯型空気清浄機、ピュアサプライ。」との音声 ・本件商品を胸元に着用した人物の映像、本件商品から水色の粒子が噴出するイメージ映像、本件商品から波紋が出ているモノクロ映像、水色の粒子が浮遊物質に付着するイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の顔周辺を覆う水色の粒子が顔に向かって飛来した物質を弾き飛ばすイメージ映像及び本件商品を拡大した映像並びに「噴射口から大量のマイナスイオンを噴射」、「菌や花粉など微粒子状の物質にマイナスイオンを吸着させ」及び「吸着した微粒子状の物質と新たなイオンを反発させ弾き飛ばすことを目指した!」との文字の映像並びに「では、その仕組みを御説明しますね。」、「まず、噴射口から大量のマイナスイオンを出すんです。これを菌やPM2.5、花粉など空気中に浮遊する物質に吸着させて、弾き飛ばすことを目指したアイテムなんです。」、「今もここからマイナスイオンが出てるってことなんですか。」、「そういうことよね。」及び「出てるんですよ。」との音声 ・水色の粒子が浮遊物質に付着するイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の顔周辺を覆う水色の粒子が顔に向かって飛来した物質を弾き飛ばすイメージ映像、本件商品を首に下げた人物の映像、煙で満たした2つの容器の片方に本件商品を設置した実験映像及び当該実験映像で用いたそ

	れぞれの容器の内側を拭って見せる実験映像並びに「空気中に浮遊する微粒子をマイナスイオンが弾き飛ばす様子を再現!」、「煙のみ」、「ピュアサプライを使用」、「内側を拭くと・・・」、「煙のみ」及び「ピュアサプライを使用」との文字の映像並びに「続いて、空気中に浮遊する微粒子をマイナスイオンが弾き飛ばす様子を再現する実験。」、「よーいスタート。」、「あ、煙が動き出したね。ほら。」、「ほんとだ。」、「動いてる、ピュアサプライが入ってる方。」、「あー、上の方が。」、「本当だー動いてるわ。」、「ねー。」、「うわあ。」、「煙が動いてんの見えんね。」、「何か吹き飛ばしてる感あります。」、「何か吹き飛ばしてる感があるよね、こう。」、「ねえ。」、「はい。」、「あでも薄くなってるねえ、はっきり。」、「すごい。」、「本当だー。」、「なってるわー。」、「ピュアサプライの周囲は煙が動きながら綺麗になっていきます。」、「弾き飛ばされた煙の微粒子は。」、「すーごーい汚れてます。」、「はい、その付着した汚れが、マイナスイオンで弾き飛ばされた空気中に浮遊する微粒子なんです。」、「ちなみに、煙のみのボックスを拭いてみると。」、「汚れはほとんど付いていません。」及び「ピュアサプライがいかに煙の微粒子を弾き飛ばしたかが分かります。」との音声 ・「空気中の浮遊微粒子の大きさ」、工場から煙が出るイラストと共に、「PM_{2.5} 2.5 μm以下」、木から花粉が飛散するイラストと共に、「花粉 1.0 μm以下」、タバコから出た煙のイラストと共に、「タバコの煙 0.3～0.1 μm以下」及びウイルスのキャラクターと共に、「各種ウイルス 0.16～0.18 μm以下」と記載の静止画及び本件商品の映像並びに「空気中に浮遊する様々な大きさの微粒子。」及び「ピュアサプライはその多くに対応することが可能。」との音声 ・グラフが描かれる映像並びに「PM_{2.5}を使った実験結果」、「※1 m³の試験チャンバー内で実施した超微粒子除去性能試験結果 20分間で約97%除去」、「PM_{2.5}を 約97% 除去」及び「暮らしの科学研究所株式会社調べ」との文字の映像並びに「PM_{2.5}を使った実験でも高い性能が確認できました。」との音声 ・本件商品を首に下げた人物の映像、室内に設置された空気清浄機の映像及び本件商品の映像並びに「家にある空気清浄機は持って歩けないじゃない」、「常に身につけられる 自分専用の空気清浄機」との文字の映像並びに「家にある空気清浄機は持って歩けないじゃない。ね。」、「はい。」、「そうですねー。」、「重たいからね。」、「これは一、いいねー。」、「いいねー。」、「一般的な空気清浄機だと、持ち歩くのは難し
--	--

	いし、お値段も高くなりがちー。」「でもこれなら、自分専用の空気清浄機として常に身に付けていられますよね。」との音声 (別添写し)
--	--